～国税庁から確定申告に関するお知らせ～

確定申告はご自宅からスマホとマイナンバーカードで e-Tax！
医療費控除の確定申告は、マイナポータル連携が便利です！

作成コーナー
※R8 分は、R9.1 上旬開設

マイナポータル
連携の詳細

マイナンバーカードを
利用した確定申告案内

○ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、金額等を入力するだけで、**自動計算**で医療費控除を適用した申告書の作成ができ、計算誤りがありません。
また、作成した申告書は、**そのまま e-Tax で送信**できます。

○ マイナポータル連携を利用すると、医療費情報を申告書に**自動入力**でき、申告書の作成がさらに便利です。医療費の領収書の集計や入力の手間が省け、申告書の作成時間が短縮されるほか、医療費の領収書の管理や保管も不要で、メリットがたくさんあります。

○ e-Tax・マイナポータル連携に必要なもの

・ マイナンバーカードとパスワード2つ
　① 署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16 文字）
　② 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）
・ マイナンバーカード読取対応のスマホ（又は IC カードリーダライタ）

※ 附加給付（一部負担金払戻金、家族療養費附加金）、はり・きゅう等の施術費用や整骨院・接骨院の柔道整復療養費など取得できない情報もあります。

※ 事前にマイナポータルで代理人の設定を行うことにより、申告に含めることが可能なご家族の医療費情報をマイナポータル連携で取得することができます。

※ 医療費控除の適用を受ける場合、支払った医療費から保険金等で補てんされる金額（高額療養費、附加給付）を差し引いて控除額を計算する必要がありますので、ご注意ください。

e-TAX に関するお問い合わせはこちらまで

e-TAX・作成コーナーヘルプデスク
ナビダイヤル
TEL:0570－01－5901